

(受学管 7－3)

南部小学校屋上防水改修工事

図 面 リ ス ト		
A-01	表紙・図面リスト	——
A-02	共通特記仕様書	——
A-03	建築改修工事 特記仕様書	——
A-04	付近見取図・配置図	1/500 1/2500
A-05	屋上平面図・仮設図	1/200
A-06	北校舎(管理・普通教室棟)屋上平面図〔1〕	1/100
A-07	北校舎(管理・普通教室棟)屋上平面図〔2〕	1/100
A-08	南校舎屋上平面図	1/100
A-09	給食室・ピロティ屋上平面図	1/100
A-10	防水部分改修詳細図〔1〕	1/10
A-11	防水部分改修詳細図〔2〕	1/10 1/5
A-12	トップライト参考図	図示
E-01	電気設備工事特記仕様書－1	——
E-02	電気設備工事特記仕様書－2	——
E-03	電気設備 屋上平面図、立面図	1/200

建築改修工事特記仕様書

【4】工事仕様

1.設計図書による。設計図書に記載されていない事項は、「改修標準」のほか別記の適用基準による。

2.項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

3.特記事項は、●印の付いたものを適用する。●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

※印と●印の付いた場合は、共に適用する。※印が抹消された場合は、●印のみ適用する。

4.項目及び特記事項に記載の（ ）内表示番号は「改修標準」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章

項目

特記事項

3

既存下地の処理

既存下地の修正箇所の形状、長さ、数量等

3

④合成高分子系ルーフィングシート防水

種別

防水層

施工箇所

仕上塗料

○P0S工法	○S(I)-F1		
○S4S工法	PC断材入隅増強（※有り○無し）		
○P0S1工法	○S(I)-F2	○S(I)-M1	
●S4S1工法	●S(I)-M2	○S(I)-M3	
○S3S工法	○S(I)-F1		表3.5.1
○S3S1工法	PC断材入隅増強（※有り○無し）		表3.5.2
	○S(I)-F2		表3.5.3
○M4S工法	○S(I)-M1	○S(I)-M2	
○M4S1工法	○S(I)-M3		
	○S-G1		

断熱材（断熱工法）

厚さ●50mm

種類

機械的固定工法の場合

●50mm

接着工法の場合

○mm

●S-M2○S1-M2の場合で立ち上がりが接着工法の場合

立ち上り面のシートの厚さ※1.5mm○mm

S1-M1及びS1-M2の場合の防湿用フィルム○設置する

接着工法の場合で、PCコンクリート部材下地の場合

目地処理※図示による○

入隅部の増張り（S-F1、S1-F1の場合）※図示による○

絶縁用シート※発泡ポリエチレンシート○

仕上塗料○かー○シパ-

脱気装置○設ける材種（）設置数量（1箇所/㎡）

※建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を品質計画により定めること。

固定金具の材質及び寸法形状

※防錆処理した鋼板、ステン鋼板又はそれらの片面若しくは両面に樹脂を積層加工した鋼板で、厚さ0.4mm以上のもの

●塩ビ被覆鋼板

※既設防水材撤去後

既設防水層撤去後にシート等の養生を行う

5

⑤塗膜防水

種別及び工程

防水層

施工箇所

仕上塗料

○P0X工法	※X-1○X-2		
●L4X工法	○X-1※X-2	表3.6.1	基礎架台等
○P1Y工法	※Y-2	表3.6.2	
○P2Y工法	○		

脱気装置(X-1)○設ける材種（）設置数量（1箇所/㎡）

保護層○設ける●設けない

※水張り試験を行う（○屋内○屋外）

6

漏水試験

7

⑦保証書

※受注者、防水施工業者、防水材料メーカーの連名による保証書を提出すること。（保証年限は工事目的物引渡しより10年間以上とする。）

8

施工標識

工事完了後に監督職員の指示する位置へ取り付ける。

材質※真鍮製エッチング仕上150×100○

設置数量（）箇所

章

項目

特記事項

7

⑨シーリング

シーリング材の種類※改修標準表3.7.1による

改修工法の種別

施工箇所

●シーリング充填工法	図示
○シーリング再充填工法	
○拡幅シーリング再充填工法	
○ブリッジ工法	

目地寸法

コンクリートの打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地

※幅20mm以上、深さ10mm以上○

ガラス回りの目地

※幅5mm以上、深さ5mm以上○

その他の目地

※幅10mm以上、深さ10mm以上○

シーリングの試験※簡易接着性試験（部位）

○引張接着性試験（部位）

※外とい（外気に接するとい）

材種

その他

ルーフドレン	※ルーフドレン（JCW 301）	取付け○
	○	※水はけ良く、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する
軒どい	○硬質塩化ビニル製（角形）	（前高）
	○	（カラー）
たてとい	○硬質塩化ビニル管（VP）	（カラー）径75mm
	○	
谷どい	○	
とい受け金物、足金物	※改修標準表3.8.2により溶融亜鉛めっきを行ったもの	○多雪地域の軒といの取付間隔0.5m以下

10

とい(雨水)

7

①鉄骨の製作工場

※建築基準法第68条の25に基づき国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している鉄骨製作工場又は同等以上の能力のある工場（○S○H○M○R○J）グレード以上）

○監督職員の承認する工場（標準仕様書7.1.1以外の適用範囲に限る）

2

施工管理技術者

適用する

3

③鋼材

種類形状及び寸法※図示による○

4

高力ボルト

ボルトの区分※トルシア形高力ボルト○溶融亜鉛めっき高力ボルト

○JIS形高力ボルト○

ねじの呼び○

すべり係数試験○行わない

○行う試験方法等○図示による○

5

溶融亜鉛めっき高力ボルト

セットの種類○1種（F8T）相当

摩擦面の処理

○ブラスト処理（表面粗度50μmRz以上）

○リン酸塩処理

すべり耐力等の確認方法※すべり耐力試験

試験方法等○図示による○

6

普通ボルト

ねじの呼び○

母屋又は胴縁の取付けに使用する普通ボルトの孔径○

※呼び径+1.0mm

7

溶接材料

溶接材料

※標準仕様書7.2.5(1)(2)による

○図示による

○

8

ターンバックル

胴の種類※割枠式○パイプ式

ボルトの種類※羽子板ボルト○両ねじボルト○アイボルト

ねじの呼び○

9

デッキプレート

材質、形状及び寸法※図示による○

デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法図示による

章

項目

特記事項

7

10 工作図

高力材、普通材のゲージ、ヒッチ、アキ等

※図示による（図に無い場合は鉄骨設計基準による）

11

仮組

○実施する部位（）

○実施しない

12

溶接作業における技能資格者

溶接作業者の技量付加試験

※行わない

○行う試験の要領○図示による（）○

13

溶接接合

開先の形状

○図示による

○

鋼製エンドタブの切断○有○無

適用箇所※図示による○

切断面の仕上げ※グラインダーにより、粗さ100μmRz程度以下及びノッチ深さ1mm程度以下○

スカラップの形状

○図示による

14

溶接部の試験

完全溶込溶接部の超音波探傷試験

※行う○行わない

○工場溶接

AQQL○4.0%○2.5%

検査水準○第6水準（節全て）

●工事現場溶接

H12建設省告示第1464号第二号に関する外観試験方法等

○「突合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」（独立行政法人建築研究所）」3.5.2による受入検査

○抜き取り検査①※抜き取り検査②

JASS 6付則6「鉄骨精度検査基準」の付則3「溶接」に関する試験方法等

○JASS 10.4「受入検査」e.溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜き取り箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する。

章

項目

特記事項

18

⑬錆止め塗料

塗料の種類

●鉄鋼面の錆止め塗料

○表18.3.1による※A種○B種

○亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料

○表18.3.2による※A種○B種○C種

○

鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面（鉄骨に溶接されたものに限る）

○表18.3.1による※A種○B種

○

耐火被覆材の接着する面への塗装

○行わない○行う（範囲○図示による○）

耐火被覆材の接着する面以外への塗装

○行わない○行う（範囲○図示による○）

18

①塗装材料

塗料のホルムアルデヒド等の放散量※F☆☆☆☆○

2

②素地ごしらえ

（表18.2.1）～（表18.2.7）

下地面等

種別

木部	不透明塗料塗りの場合	※A種○B種
	透明塗料塗りの場合	○A種※B種
鉄鋼面（DP以外）		○A種○B種※C種
鉄鋼面（DPのみ）		○A種※B種○C種
亜鉛めっき鋼面		○A種○B種
モルタル面及びせっこうブラスター面		○A種※B種
コンクリート（DP以外）及びALCパネル面		○A種※B種
押出成形シート板面		○A種○B種
コンクリート（DPのみ）		※A種○B種
せっこうボード面及び	目地：継目処理工法	※A種○B種
その他ボード面	目地：継目処理工法以外	○A種※B種

3

③錆止め塗料塗り

（表18.3.1）～（表18.3.4）

下地面

塗料の種類

錆止め塗料の種類

錆止め塗料塗りの工程

鉄鋼面	SOP	A種	見え掛り：A種
			見え隠れ：B種
	DP	C種及びD種	表18.3.4
	EP-G	○A種※B種	見え掛り：A種
亜鉛めっき鋼面	SOP	※A種○B種	見え隠れ：B種
		○A種※B種	上記以外：B種
	DP	B種	表18.3.6
	EP-G	C種	鋼製建具等：A種
			上記以外：B種

4

④塗装工程

（表18.4.1）～（表18.14.1）

記号

名称

種別

SOP	合成樹脂調合ペイント塗り	木部	屋内	○A種※B種
			屋外	※A種○B種
		鉄鋼面		○A種※B種
		亜鉛めっき鋼面		※表18.4.3による
CL	クリヤラッカー塗り			○A種（着色塗料種類）※B種
NAD	7リットル樹脂系非水分散形塗料塗り			○A種※B種
DP	耐候性塗料塗り	鉄鋼面		※表18.7.1による
		亜鉛めっき鋼面		※表18.7.2による
		コンクリート及び押出成形シート板面		○A種○B種○C種
		上塗り		○1級ふっ素樹脂系等
				○2級シリコン系等
				○3級シリカ系等
EP-G	つや有合成樹脂エポキシペイント塗り	コンクリート、モルタル、せっこうブラスター、せっこうボード、その他ボード面		○A種※B種
EPP	合成樹脂エポキシペイント塗り	木部		※表18.8.2による
		鉄鋼面	屋内	○A種※B種
		亜鉛めっき鋼面	屋内	※表18.8.4による
		ウレタン樹脂ワニス塗り		○A種※B種
UC	ステイン塗り			○ビグメントステイン塗り（表18.11.1）
				○オイルステイン塗り（OS）
WP	木材保護塗料塗り			○A種※B種

クリヤラッカー塗りA種の工程2の適用

○適用しない○適用する（着色剤：○溶剤系着色剤○油性染料着色剤）

ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用

○適用する○適用しない

オイルステイン塗りの工程等○

足立建築工房

一級建築士事務所

京都府宇治市木幡平尾1-65

TEL(0774)33-6022FAX(0774)33-6040

所長

主任

担当

工事名

図面名

南部小学校屋上防水改修工事

建築改修工事特記仕様書

縮尺

SHEET

年月日

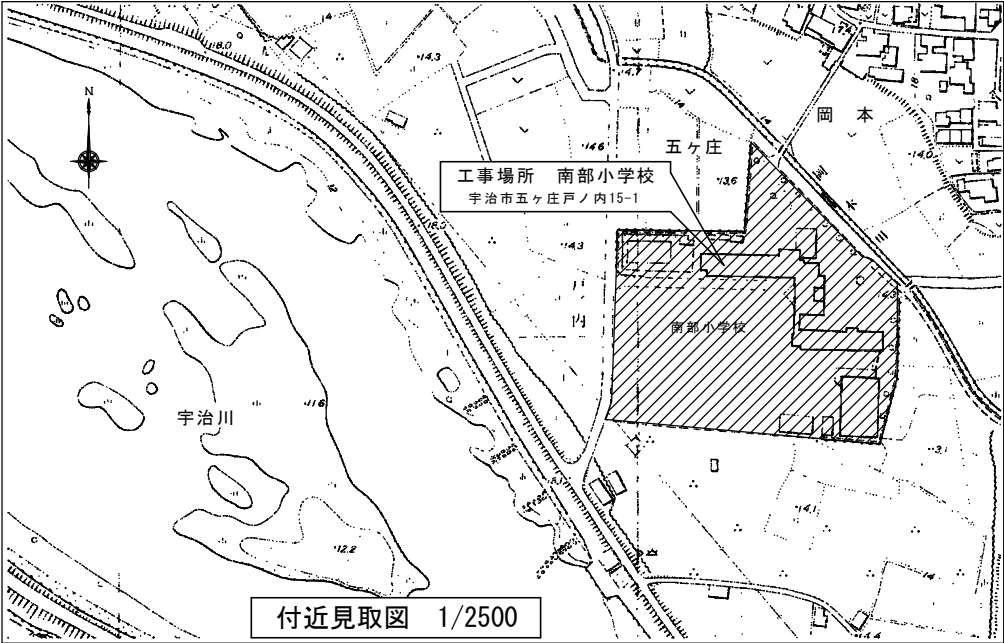
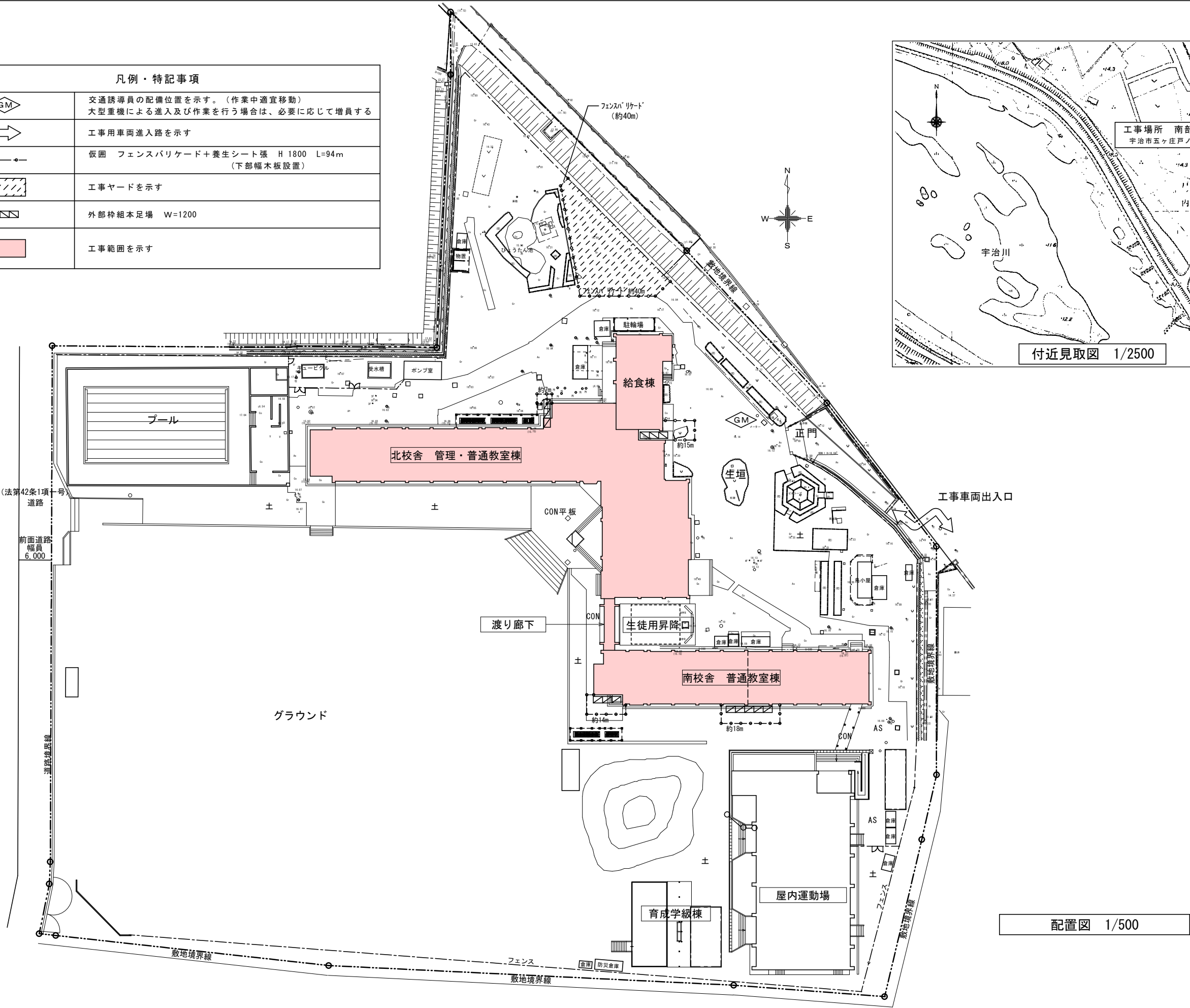
—

A-03

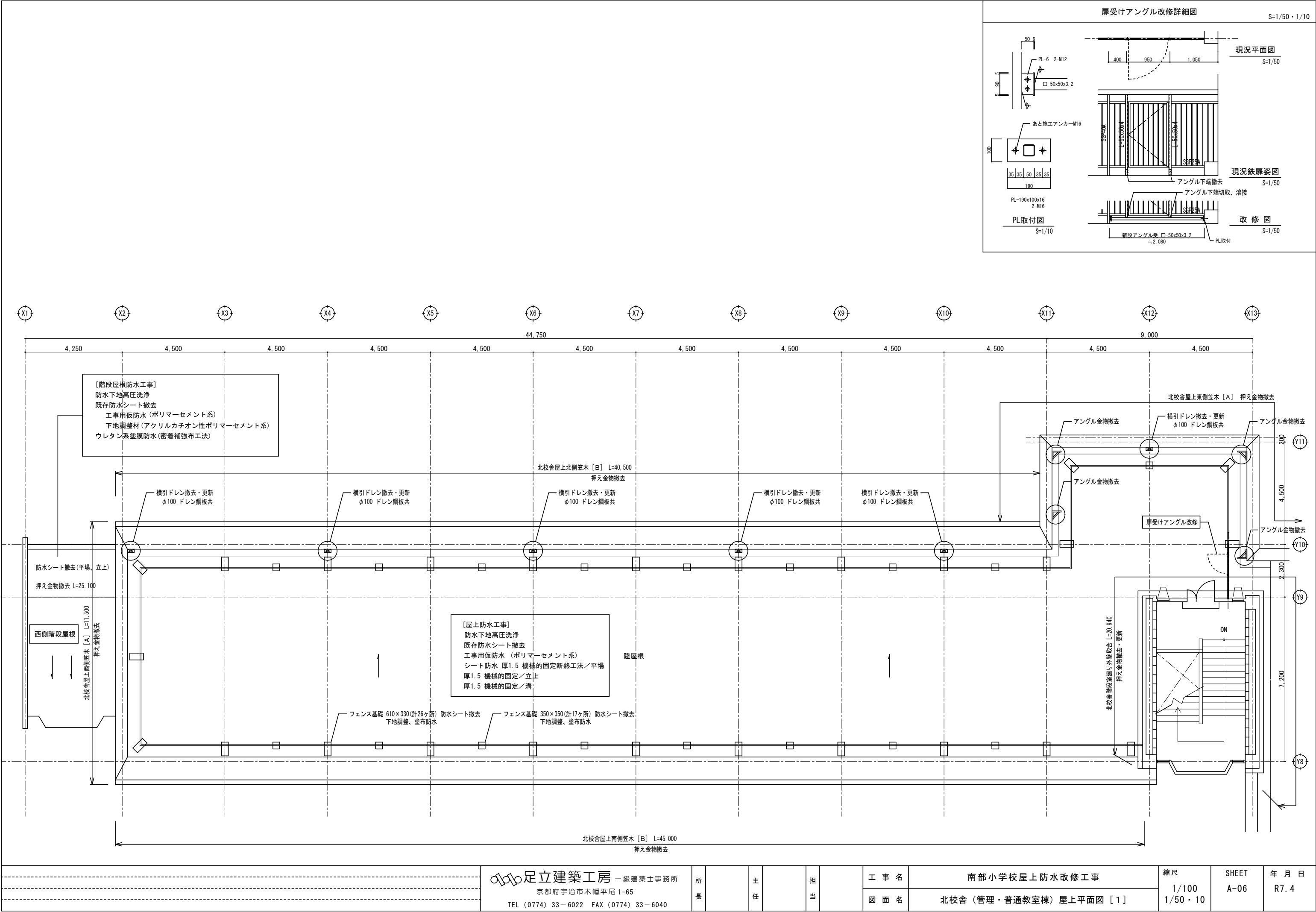
R7.4

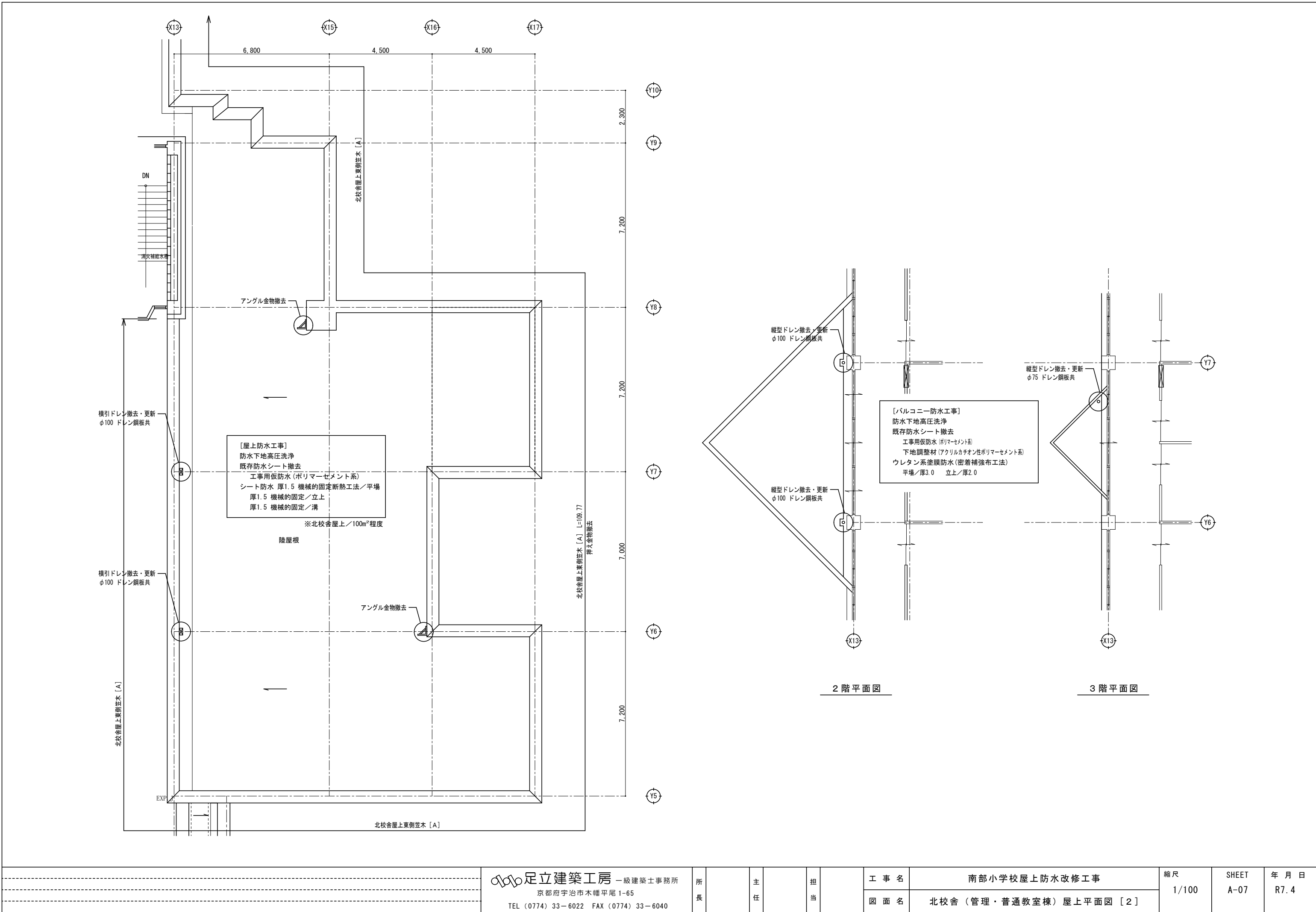
Ver. H30.05

凡例・特記事項	
	交通誘導員の配備位置を示す。(作業中適宜移動) 大型重機による進入及び作業を行う場合は、必要に応じて増員する
	工事車両進入路を示す
	仮囲 フェンスバリケード+養生シート張 H 1800 L=94m (下部幅木板設置)
	工事ヤードを示す
	外部枠組本足場 W=1200
	工事範囲を示す

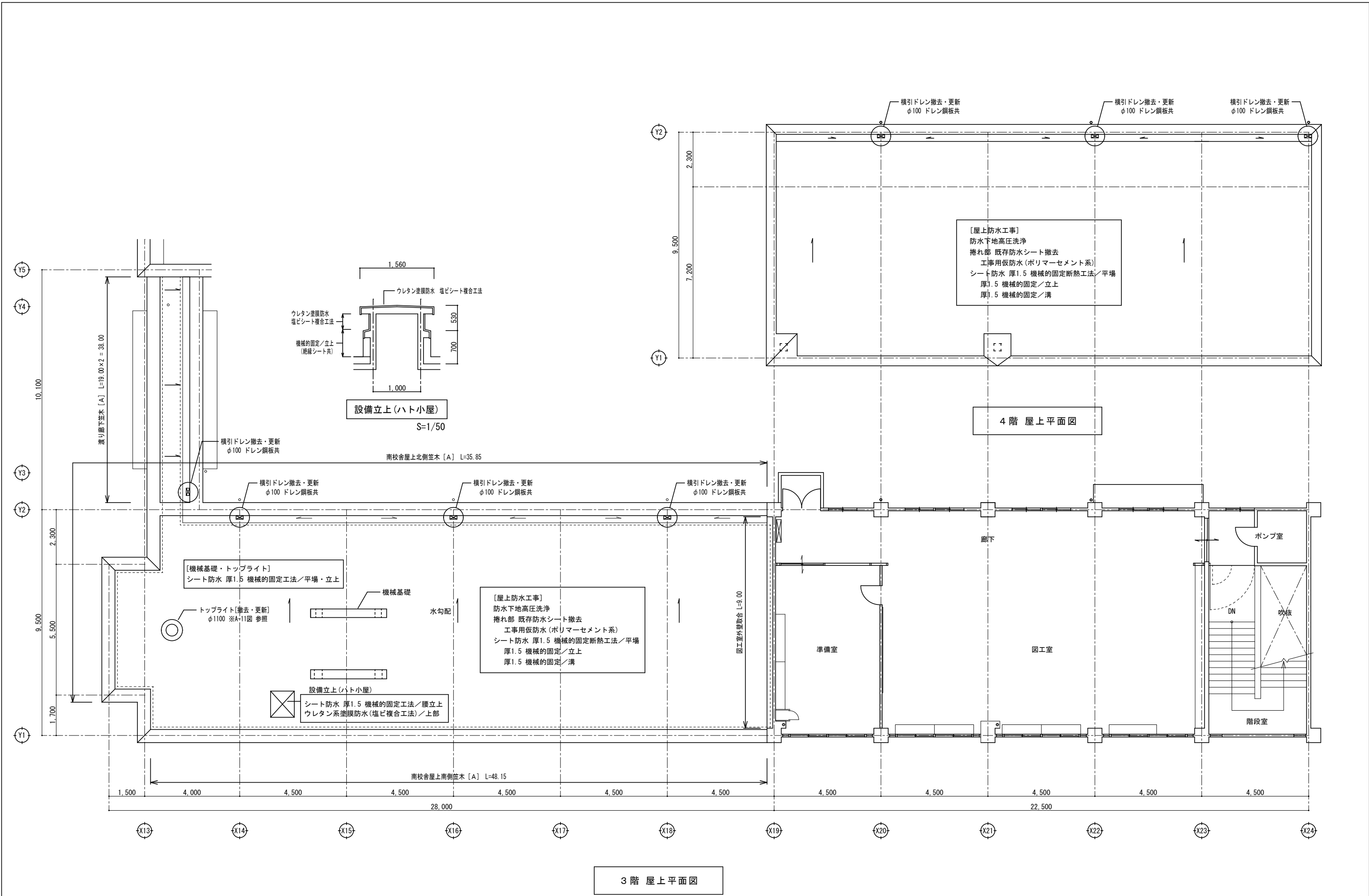




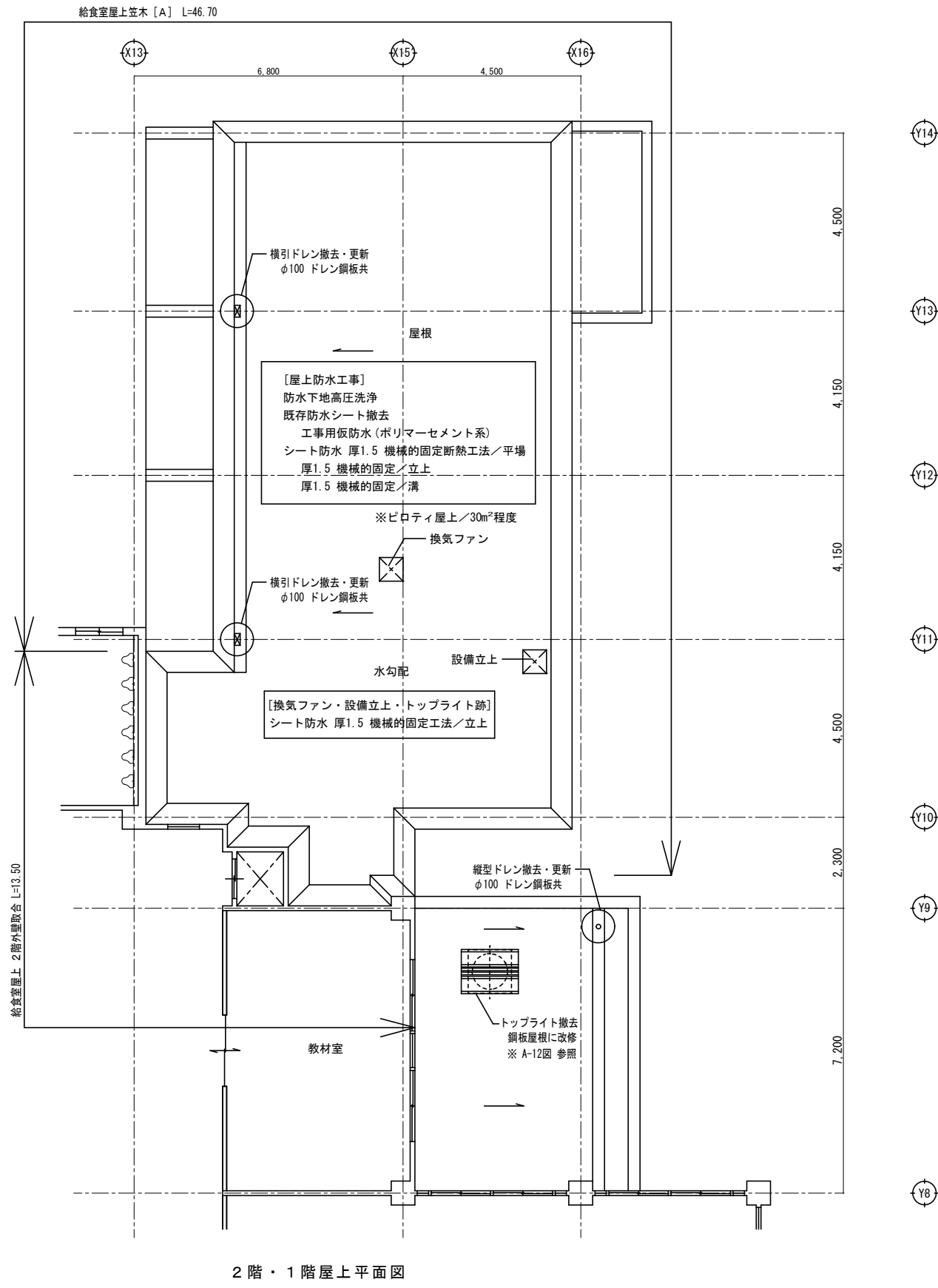




足立建築工房 一級建築士事務所 京都府宇治市木幡平尾 1-65 TEL (0774) 33-6022 FAX (0774) 33-6040				所長	主任	担当	工事名	南部小学校屋上防水改修工事	縮尺	SHEET	年月日
							図面名	北校舎 (管理・普通教室棟) 屋上平面図 [2]	1/100	A-07	R7.4



足立建築工房 一級建築士事務所 京都府宇治市木幡平尾 1-65 TEL (0774) 33-6022 FAX (0774) 33-6040				所長	主任	担当	工 事 名 図 面 名	南部小学校屋上防水改修工事 南校舎（普通教室棟）屋上平面図	縮尺 1/100 1/50	SHEET A-08	年 月 日 R7.4
---	--	--	--	----	----	----	----------------	----------------------------------	---------------------	---------------	---------------



足立建築工房 一級建築士事務所 京都府宇治市木幡平尾 1-65 TEL (0774) 33-6022 FAX (0774) 33-6040				所長	主任	担当	工事名	南部小学校屋上防水改修工事	縮尺 1/100	SHEET A-09	年 月 日 R7. 4
							図面名	給食室・ピロティ屋上平面図			

一般屋上笠木 [A]			S=1/10			北校舎（管理・普通教室棟）屋上笠木 [B]			S=1/10			南校舎（普通教室棟）階段室屋上トップライト			S=1/10																				
既存屋上手すり基礎						S=1/10						南校舎3階屋上ー4階(図工室)外壁取合						S=1/10						横型ドレン改修						S=1/5					
機械基礎・煙突跡ほか						S=1/10						ウレタン塗膜防水取合						S=1/10						北校舎階段室廻り外壁取合											
															所長		主任		担当		工 事 名	南部小学校屋上防水改修工事				縮尺	SHEET	年 月 日							
																					図 面 名	防水部分改修詳細図 [1]				1/100	A-10	R7.4							

給食室屋上笠木 S=1/10	給食室屋上－２階外壁取合 S=1/10	ルーフファン架台 S=1/10 設備立上り S=1/10	ピロティ屋上笠木 S=1/10										
ピロティ屋上外壁取合 S=1/10	ピロティ トップライト屋根改修詳細図 S=1/10												
ピロティ屋上及び、縦引型ドレン改修 S=1/10													
足立建築工房 一級建築士事務所 京都府宇治市木幡平尾 1-65 TEL (0774) 33-6022 FAX (0774) 33-6040						所長	主任	担当	工事名 図面名	南部小学校屋上防水改修工事 防水部分改修詳細図〔2〕	縮尺 1/100	SHEET A-11	年月日 R7.4

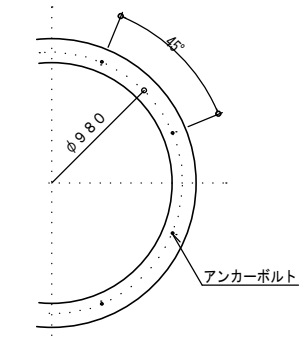
三洋トップライト（サントップドーム）A-PC型標準施工図

A-PC型ドーム寸法表

型 式	寸 法						
	A	B	C	D	J	H	G
A-900PC	900	1100	1140	100	900	250	876

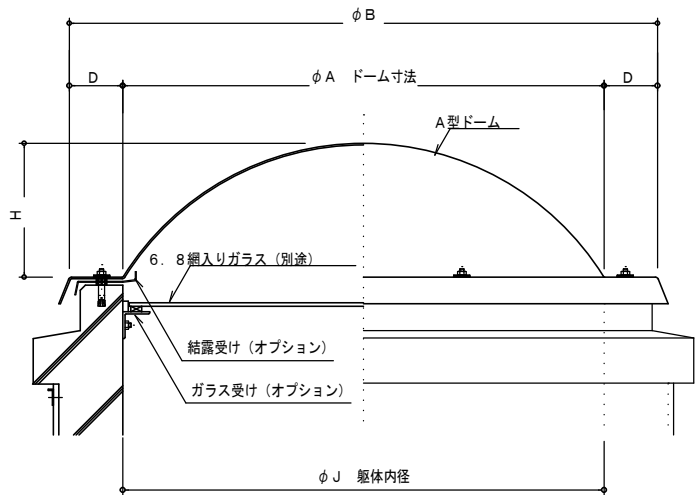
ポリカーボネート樹脂 : 乳白色

FRP製結露受け : グレー色

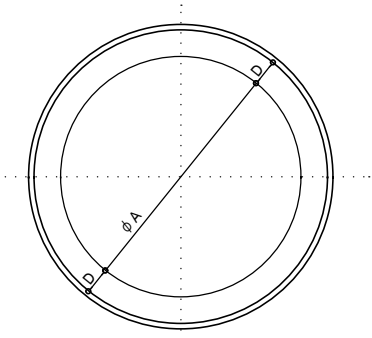


A-900PC

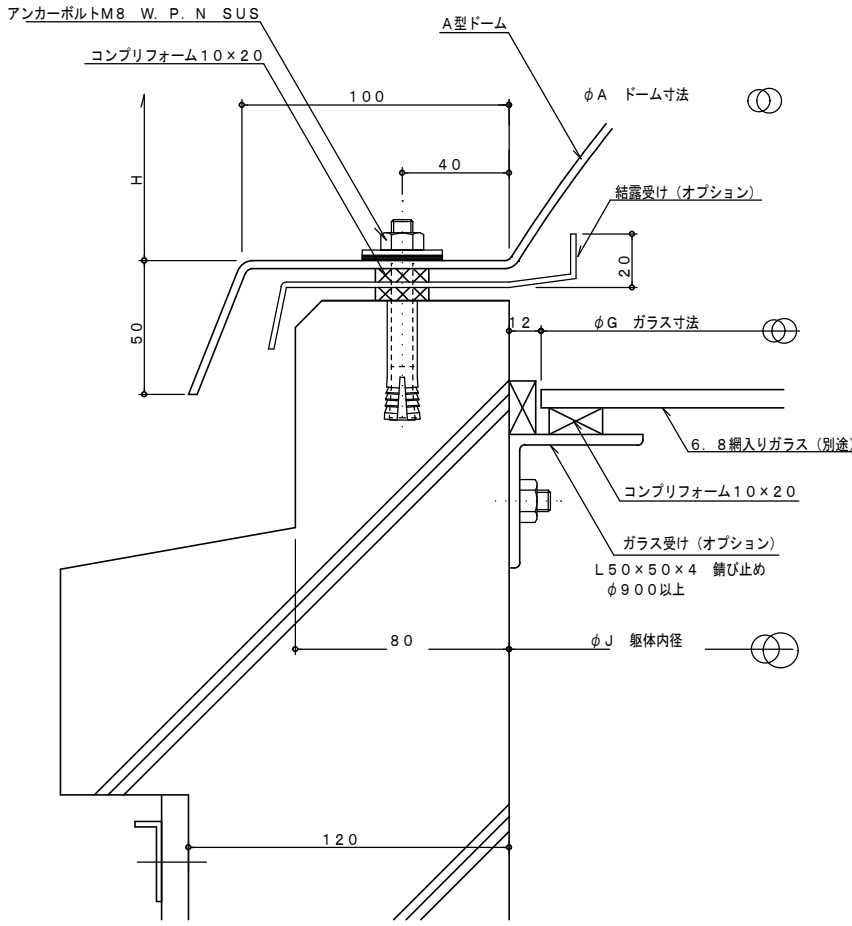
アンカーボルト位置 S1:20



正面図 S1:10



平面図



断面詳細図 S1:2

電気設備工事特記仕様書ー 1

【工事概要】

1 工事場所 宇治市五ヶ庄戸ノ内15-1

2 建物概要

建 物 名	構 造	階 数	延床面積 (㎡)	消防法令別表第一	耐震安全性の分類	備 考
					○甲 ○乙	工事区分を記載 例：新 堂
					○甲 ○乙	全館無人改修
					○甲 ○乙	執務並行改修

3 工事科目

●印をついたものを適用し、各一式とする。

工事科目	建物名称	南部小学校				
電灯設備	●		○		○	
動力設備	●		○		○	
雷保護設備	○		○		○	
受変電設備	○		○		○	
電力貯蔵設備	○		○		○	
発電設備	○		○		○	
構内情報通信設備	○		○		○	
構内交換設備	○		○		○	
情報表示設備	○		○		○	
映像・音響設備	○		○		○	
拡声設備	○		○		○	
誘導支援設備	○		○		○	
テレビ共同受信設備	○		○		○	
監視カメラ設備	○		○		○	
駐車場管制設備	○		○		○	
防犯・入退室管理設備	○		○		○	
火災報知設備	○		○		○	
中央監視制御設備	○		○		○	
医療関係設備	○		○		○	
構内配電線路	○		○		○	
構内通信線路	○		○		○	
電波障害調査	○		○		○	
撤去工事	●		○		○	

【特記事項】

1 一般事項

1) 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和4年版」（以下、「標準図」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版」による。

2) 工事種目に機械設備工事及び建築工事を含む場合、その仕様は当該図面及び標準仕様書による。

2 特記事項

項目及び特記事項は、●印をついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は、※印を適用する。

章	項 目	特 記 事 項
一	※設備機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図面に規定するものまたは、これらと同等のものとす。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
	※機材の品質・性能証明	使用する機材が、（一社）公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（最新版）」による場合は、評価書の写しをもって、標準仕様書第1編第1章第4節1. 4. 2（2）の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。 ただし、標準仕様書に規定される製作図・試験成績書等は除く。
	※現場代理人	本工事の施工に当たっては、請負契約書第10条に規定する現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任する。
	※電気工事士	契約電力500kW以上の場合も、第1種電気工事士による施工を行う。
	※工事用電力・水その他	本工事に必要な工事用電力・水などの費用は、引き渡し時まですべて受注者の負担とする。
二	※官公署への手続き	官公署等への手続きは速やかに行い、それに要する費用は、すべて受注者の負担とする。
	※工事用仮設物	構内につくることが ※できる ○できない
	※足場・作業橋台	別契約の関係者・受注者が定置したものは、無償で使用できる。
	※監督職員事務所	※設置しない ○設置する（○本工事 ○別途）
	※監督職員事務所に備え付ける図書	下記の図書を監督職員事務所に備え付ける。 ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) ・電気設備工事監理指針 ・建築設備耐震設計施工指針 ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
三	※建設副産物の処理及び建設発生土の処理	○引き渡しを要するもの【 ○再生資源利用を図るもの【 右記のほか、 現場説明書による。 ○特別管理産業廃棄物 ○PCB使用機器 ○SF6ガス使用機器 ○ ○構外指定地に搬出処理 ※（一財）城陽山砂利採取地整備公社 ○ 右記のほか、 現場説明書による。 ○構内指示場所に敷き均し
	再生資源利用（促進）計画・実施書の提出	詳細は現場説明書による。
	1) 「建設発生土処理計画書」及び「廃棄物処理計画書」を監督職員に提出する。	
	2) 関係法令等に従い、適正に廃棄物等を処理し、「建設発生土処理計画書」及び「廃棄物処理報告書」により監督職員に報告する。	
	○アスベスト成形成板の処理等（以下のほか、現場説明書による）	施工調査 アスベスト成形成板の撤去に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は図面により記録し監督職員に提出する。 ・アスベスト成形成板使用部位の確認 ・アスベスト成形成板の種別、厚さ等の確認 ・アスベスト成形成板使用数量の確認 ・施工範囲等の確認 確認範囲 ※成形成板の製造年等の確認 ○X線解析法
四	処理方法	※非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に従いあらかじめ処理計画書を作成し、適切に解体処分等を行うこと。

章	項 目	特 記 事 項																							
一	※工事関係書類	営繕工事契約関係提出書類書式集5◆一覧表により提出。 ◆宇治市ホームページ参照tp://www.city.uji.kyoto.jp/																							
	※履行報告	月報 ※2部 ○3部 毎月末に於て、翌月の5日までに提出する。																							
	※工事写真	1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部「営繕工事写真撮影要領（最新版）」による。 2) 工事完成時、整理の上、1部提出する。 3) 小黑板情報電子化については、現場説明書による。。																							
	※完成図書	名 称 内 容 大きさ 部 数 ○完成図 金文字製本 A4版 1 部 ○完成図 ○背貼り製本（ 版） ○A4ファイル止め 2 部 ○施工図 ○背貼り製本（ 版） ○A4ファイル止め 2 部 ○機器完成図等 機器製作図 ファイル止め 2 部 保守指導案内書（機器取説書を含む） 機器性能試験成績書・保証書・施工の試験成績書																							
	○諸官庁提出書類	副 本 1 式																							
二	○原因	完成図 1 部																							
	○完成写真	アルbaum綴り 2 部																							
	電子納品については、現場説明書による。																								
	※著作権等	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用权は、発注者に委譲するものとする。																							
	※付属品及び予備品	標準仕様書によるほか、別表による。																							
三	●耐震施工	1) 設備機器の固定は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」により計算を行い、監督職員に報告し承諾を得る。 2) 下記の設計用水平震度（KH）により、機器製作固定を行う。 <table><tr><td>設 置 場 所</td><td>●特定の施設</td><td>○一般の施設</td></tr><tr><td></td><td>重要機器</td><td>一般機器</td><td>重要機器</td><td>一般機器</td></tr><tr><td>上層階、屋上及び塔屋</td><td>2.0 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.0 (1.5)</td></tr><tr><td>中 間 階</td><td>1.5 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>0.6 (1.0)</td></tr><tr><td>1 階 及 び 地 下 階</td><td>1.0 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.4 (0.6)</td></tr></table>	設 置 場 所	●特定の施設	○一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中 間 階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1 階 及 び 地 下 階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)
設 置 場 所	●特定の施設	○一般の施設																							
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																					
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																					
中 間 階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																					
1 階 及 び 地 下 階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																					
	設 置 場 所	○特定の施設	○一般の施設																						
		水 槽	水 槽																						
	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5																						
	中 間 階	1.5	1.0																						
	1 階 及 び 地 下 階	1.5	1.0																						
四	注1	耐震安全性の分類が甲種の建物は特定の施設、乙種の建物は一般の施設を適用する。																							
	注2	屋外に設置する機器は、建物の耐震安全性の分類に準じる。ただし、敷地内に甲種の建物と乙種の建物が混在する場合は、特定の施設を適用する。																							
	注3	（ ）内の数値は、防震支持の機器の場合に適用する。																							
	注4	設計用鉛直震度は、設計用水平震度の1／2とする。																							
	注5	上層階の定義は、6階建以下の場合は最上階、7～9階建の場合は上階2階。																							
五	注6	重要機器（水槽類含む）は、下記による。（水槽類にはオイルタンク等を含む。） ○配電盤 ○直流電源装置 ○自家発電装置 ○交換機 ○電算用電源 ○中央監視装置 ○UPS装置 ○自動火災報知装置																							
	注7	操作卓は本体を床又は壁にアンカーボルトで固定できるように固定金具を備えたものとし、卓上機器は、転倒防止用の措置を講じたものとする。																							
六	○風圧力に対する性能	建築基準法に基づき定められた風速及び地面粗度区分 V ₀ (○3.0 ○3.2 ○3.4) 地面粗度区分 (○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ)																							
	○風圧力（耐風力）	建築基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力（耐風力）検討（計算）書を監督職員に提出する。なお、検討（計算）範囲には、それぞれの取付部分を含めるものとする。 ○受雷部システム及び引下け導線システム ○太陽光アイレイ及び接続箱 ○風力発電装置 ○テレビ共同受信用アンテナ及びアンテナマスト ○																							
	○電線類	1) 特記なきものは、EM-IEとする。 2) EM電線、EMケーブルで標準仕様書に規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、次の記号及び仕様による。 <table><tr><td>EM-アクセスフロア</td><td>JCS4502（600Vアクセスフロア用耐燃性ポリエチレンスケーブル）による600Vアクセスフロア用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンスケーブル（EM-E）及び600Vアクセスフロア用架構ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンスケーブル（EM-CE）を示す。</td></tr><tr><td>EM-MEES</td><td>JCS4271に準じ、絶縁材料及びシースにJCS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの</td></tr></table>	EM-アクセスフロア	JCS4502（600Vアクセスフロア用耐燃性ポリエチレンスケーブル）による600Vアクセスフロア用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンスケーブル（EM-E）及び600Vアクセスフロア用架構ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンスケーブル（EM-CE）を示す。	EM-MEES	JCS4271に準じ、絶縁材料及びシースにJCS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの																			
EM-アクセスフロア	JCS4502（600Vアクセスフロア用耐燃性ポリエチレンスケーブル）による600Vアクセスフロア用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンスケーブル（EM-E）及び600Vアクセスフロア用架構ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンスケーブル（EM-CE）を示す。																								
EM-MEES	JCS4271に準じ、絶縁材料及びシースにJCS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの																								
3) 長さ1m以上の通線を行わない配管には、導入線（樹脂被覆鉄線等）を挿入する。																									
○電線管	電 線 管 ○PF管 ただし、露出部分は鋼製電線管とする。 分電盤等の2次側で第1ボックスまでは（※鋼製電線管 ○PF管）とする。 ○ねじなし電線管 1) 雨線外及び湿気が多い場所または水気のある場所に使用する露出電線管は、厚鋼電線管とする。 2) スラブ厚の1／4を越える外径の配管及び（PF22）又は（E25）相当を越えるものは、コンクリート埋設配管を行わない。 最上階の埋込配管 最上階のスラブでモルタル防水及び樹脂防水の場合、埋込配管は避けるのを原則とする。 下記の露出配管は塗装（指定色塗装）を行う。 ○屋外（○屋上を除く） ○屋内居室 ○屋内P.S・EPS ○屋内機械室・電気室 ○廊下 分電盤、制御盤、端子盤等の2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径等は監督職員の承諾を受けて変更することができる。																								
七	○電線本数、管路等																								
	○ボックス	樹脂管で配管する場合は、合成樹脂製ボックスを使用する。																							
	○予備配管	分電盤の予備の配線用遮断器が4個以下の場合（25）を1本、5個以上の場合（25）を2本天井内まで立上げる。ケーブルラックの床の防火貫通部に（51）を1本以上立上げる。																							
	○フラッシュプレート	和 室 ○樹脂製 ○金属製 ○新金属製 ○ステンレス製 その他 ○樹脂製 ○金属製 ○新金属製 ○ステンレス製																							
	○床配線器具等	床用配線器具の形式は以下による。（図面特記のあるものを除く。） 二重床 ※インナー形 ○飛び出し形 ○内部固定形 ○外部固定形 二重床以外 ※飛び出し形 ○引出し形 ○内部固定形 ○外部固定形 （フロアベースは水平高低調整式（空転防止リング付） ※砲金製 ○アルミ製とする。）																							
八	○機器	寸 法 盤その他機器類について図示した寸法は、約寸法とする。 接 続 電動機への接続は、本工事とする。 アンカーボルト アンカーボルト、全ネジ及びナットは、下記による。 屋外・多湿室等 （○溶融亜鉛メッキ ○SUS） その他 （○一般品 ○SUS ○																							

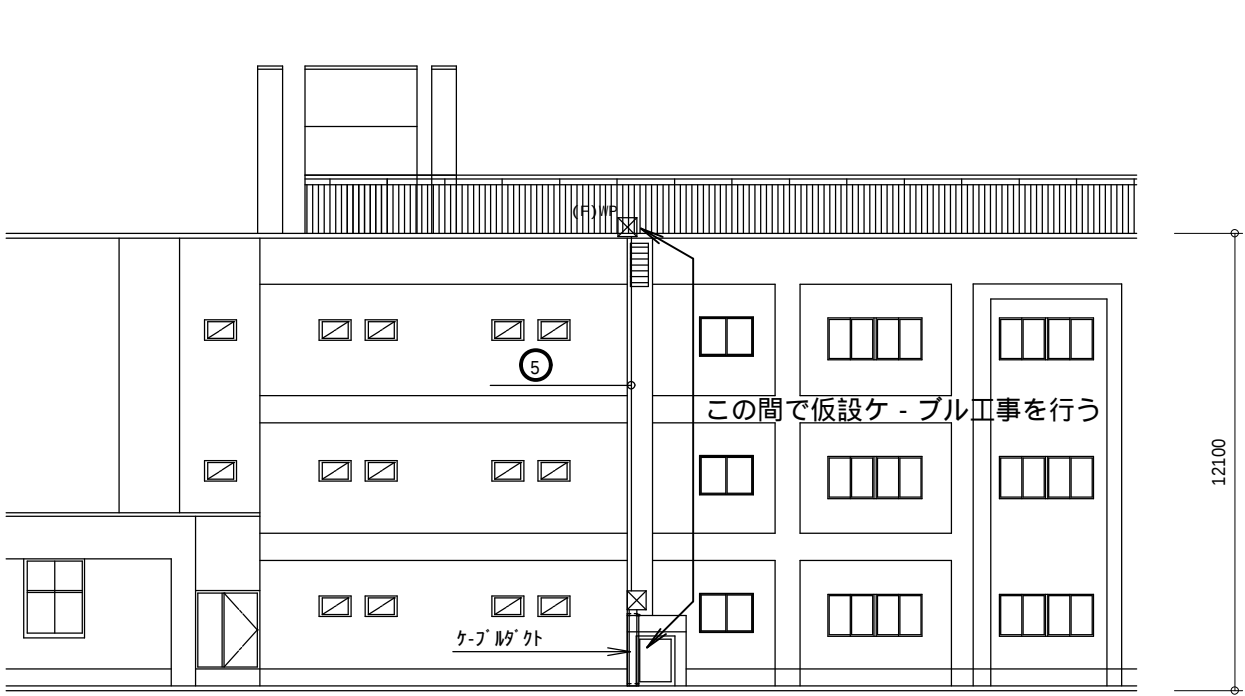
章	項 目	特 記 事 項																																				
一	○あと施工アンカー	施工後確認試験 ○行う ○行わない 試験方法 引張試験機による引張試験とし、国土交通省大臣官房官庁営繕部の公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成三十一年度版）「8. 1. 2. 7 施工確認試験」による。 確認強度 監督職員との協議による。																																				
	●機器内配線等	下記の機器内配線及びケーブルには、EM電線及びEMケーブルを使用する。 ただし、高圧主回路配線はこの限りでない。 ●分電盤 ○OA盤 ○実験盤 ○開閉器箱 ○制御盤 ○キュービクル式配電盤 ○直流電源装置 ○交流無停電電源装置（UPS）（簡易型を除く）																																				
	○はつり	1) 既存のコンクリート床・壁等の配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターを使用する。 2) 復旧はモルタル補修までとする。																																				
	●再使用機器	取り外した上再使用する機器は、清掃し絶縁抵抗測定の上取付ける。なお照明器具等の見え掛かり部分は、洗剤を使用するなどして、十分に清掃する。																																				
	●その他	屋外の盤類・開閉器箱 ○SUS ●銅板製（溶融亜鉛メッキ） 屋外のプルボックス ●SUS ○銅板製																																				
二	●工事範囲	●配管 ●配線 ●機器取付																																				
	●電気方式	幹線 ●単相3線式 100V/200V ○直流2線式 100V 分岐 ●単相2線式 ○100V ○200V ○直流2線式 100V																																				
	○照明制御による効果の評価	一般社団法人日本照明器具工業会技術資料130「照明制御装置による消費電力削減効果の評価手法」により、消費電力削減効果の評価を行い監督職員に提出する。																																				
	○照明制御装置	照明制御装置の各センサー設定は、監督職員と協議する。センサー設定器を附属させる。																																				
	○多重伝送制御システム	○多重伝送制御システムの設定は、監督職員の指示による。システム設定器を附属させる。																																				
三	○LED制御装置の種類	図面特記があるものを除き、LED照明器具の制御装置の種類は、調光信号線が接続された器具にあってはLX又はLZ、それ以外はLN又はLJとする。																																				
	○RP又はMP形照明器具	標準図において、防雨形または防湿形の器具本体の材質に、SUSを含む複数の材料が適用されている場合は、SUSを適用する。																																				
	○非常用照明の形式	○電池内蔵形 ○電池別置形																																				
	○フロアコンセント	○引出し形 ○飛び出し形 ○内部固定形 ○外部固定形 ○OAフロア用																																				
	○分電盤等	1) 本工事の分電盤、OA盤、実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器及び漏電遮断器の寸法は、JISC8201-2-1「回路遮断器」、同付属書JC「電灯分電盤用協約形回路遮断器」、JISC8201-2-2「漏電遮断器」、同付属書JC「電灯分電盤用協約形漏電遮断器」、による1種サイズのものとする。 2) SPD分離器（配線用遮断機）は（○警報接点付 ○警報接点無）とする。 3) SPD分離器は、監督職員の承諾を受けて、SPD内蔵とすることができる。 ○A盤の端子盤部に ○通気口 ○冷却ファン を設ける																																				
四	○照明用ポール	○開閉器を設ける(○配線用遮断器○カットアウトスイッチ) ○開閉器を設けない																																				
	○一般照明の照度測定	実施 ○する ○しない																																				
五	●工事範囲	●配管 ●配線 ●機器取付																																				
	●電気方式	幹線 ●三相3線式 200V ○ 分岐 ○三相3線式 200V ○																																				
	○制御盤	1) 制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 2) インバータ発熱対策用冷却装置を扉面に取り付けた場合、開扉時に冷却装置を休止させる。 3) インバータ発熱対策用冷却装置の故障を 盤面に表示（○させる ○させない）																																				
	○監視方法	○警報盤による代表監視 ○中央監視制御装置による監視																																				
	○インターロック	自動火災報知設備の受信機、連動制御器及びガス漏れ火災警報受信機と連動して、制御盤で空調機を停止させる。																																				
六	○インバータ装置の規約効率	三相可変性電動機用インバータ装置の規約効率は、次表の値以上とする。 <table><tr><td>電動機出力 (kW)</td><td>0.4</td><td>0.75</td><td>1.5</td><td>2.2</td><td>3.7</td><td>5.5</td><td>7.5</td><td>11</td></tr><tr><td>インバー効率 (%)</td><td>86.0</td><td>88.5</td><td>92.0</td><td>93.0</td><td>94.0</td><td>94.0</td><td>94.5</td><td>94.5</td></tr><tr><td>電動機出力 (kW)</td><td>15</td><td>18.5</td><td>22</td><td>30</td><td>37</td><td>45</td><td>55</td><td>75</td></tr><tr><td>インバー効率 (%)</td><td>95.0</td><td>95.5</td><td>95.5</td><td>95.5</td><td>95.5</td><td>95.5</td><td>95.5</td><td>95.5</td></tr></table> 備考) 1) 電動機の供給電圧は100V又は200Vとする。 2) インバータ効率は、100%負荷時の値とする。	電動機出力 (kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	インバー効率 (%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5	電動機出力 (kW)	15	18.5	22	30	37	45	55	75	インバー効率 (%)	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5
電動機出力 (kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11																														
インバー効率 (%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5																														
電動機出力 (kW)	15	18.5	22	30	37	45	55	75																														
インバー効率 (%)	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5																														
○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付																																					
○保護レベル	○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ																																					
○受雷部システム	突針支持管 ○鋼製 ○ステンレス製																																					
○接地システム	○A型接地極 ○板状接地極 ○垂直接地極 ○放射状接地極) ○B型接地極 ○環状接地極 ○網状接地極) ○構造体利用接地極（構造体床盤部の大地抵抗率測定のための大地抵抗率測定用補助接地極を○設ける ○設けない）																																					
七	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付																																				
	○電気方式	高圧 三相3線式 6kV 低圧 ○三相3線式200V ○単相3線式100V/200V ○三相3線式 V ○三相4線式 V/ V																																				
	○配電盤形式	○屋内キュービクル式配電盤 ○屋外キュービクル式配電盤 ○開放形配電盤 ○変圧器盤 ○コンデンサ盤 ○系統連系保護制御盤 ○高圧スイッチギア（○CX形 ○SX形 ○PW形） ○低圧スイッチギア（○CX形 ○CS形 ○CW形 ○FW形）																																				
	○変圧器の規格〔グ〕	1) 変圧器（スコット結線変圧器、モールド変圧器でH絶縁材料を使用するもの、一次電圧が低圧または特別高圧のものを除く。）は、グリーン購入法による特定調達品目の判断基準を満たすものとする。 2) デイタル温度計は、最高温度指針付とする。																																				
	○監視方式	○警報盤による代表監視 ○中央監視制御装置による監視																																				
八	○基礎	○本工事 ○別途工事 ○既設																																				
	○付属品等	盤内に予備限流ヒューズを収納する。																																				
	○その他	○低圧配電盤の配線用遮断器は取付け板箱形で埋込形とする。 ○低圧配電盤の裏面に負荷側引出し用端子を設ける。 ○低圧配電盤に内部点検空間を設ける。（幅600mm以上・高さ1,800mm以上） ○盤内照明器具はLEDとする。 ○換気扇を設ける場合は回転センサ付とする。（盤面警報ランプ共）																																				

電気設備工事特記仕様書～2			
章	項 目	特 記 事 項	
電力 貯蔵設備	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付	
	○直流電源装置	用途 ○建築基準法用 ○消防法用 ○受変電設備専用 その他 ○過放電防止保護装置（直流不足電圧継電器）の設定電圧は、90Vとする。	
	○交流無停電電源装置（UPS）	用途（ ○一般形 ○簡易形 方式 ○配管 ○機器取付	
発	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付	
	○形式	○オープン形 ○簡易形 ○キュービクル	
	○連続運転可能時間	○10時間（乙） ○72時間（甲） ○	
	○発電機	電気方式 三相3線式 ○210V ○6.6kV ○415V 電 圧 ○210V ○6.6kV ○415V 定格出力 kVA以上 力率 0.8	
	○原動機	種 別 ○ガスタービン ○ディーゼル機関 ○ガスエンジン ○マイクロガスタービン ○燃料電池 ○コージェネレーション 定格出力 kW（PS）以上 始動方式 ○電気式 ○空気式 冷却方式 ○ラジエーター式 ○水槽循環式 現地負荷試験 ○行う ○行わない	
電	○燃料	種類 ○重油 ○軽油 ○灯油 ○ガス（ ） ○燃料小出槽 ㎏ ○主燃料槽 ㎏	
	○監視方式	○警報盤による代表監視 ○中央監視盤による監視	
設	○太陽光発電装置	太陽電池 アレイ 公称最大出力 kW以上 設置可能建築面積 m ² 以下（長辺 m x 短辺 m） 系統連系 ○受動 ○能動 パワーコンディショナ出力 相 線式 V kW以上 逆潮流 ○有 無 交流出力電圧 ○100V ○200V 出力電気方式 ○三相3線式 ○単相3線式 ○単相2線式	
	○外部移報	○有 ○無	
構内 情報 設備	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付	
	○施工方法	○金属管配線 ○ケーブル配線 ○合成樹脂管配線	
構内 交換 設備	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付	
	○保安器用接地	○本工事 ○別途工事	
情報 表示 設備	○形式	○電子交換機 ○ボタン電話装置	
	○工事種類	○マルチサイン装置 ○出退表示設備 ○時刻表示設備	
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付	
	○親時計及び付属装置	○CR - P M ○CW - P M ○プログラムタイマ（○カード式 ○キー式 ○ ）	
映像 音響 設備	○子時計	特記なきものは ○SWA\$3\$3 - G\$PB\$2 ○	
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付	
拡声 設備	○施工方法	○金属管配線 ○ケーブル配線 ○合成樹脂管配線	
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付	
	○増幅器	用途 ○全館放送用（○一般放送 ○非常放送） ○ローカル放送用 ○自動放送はアッテネーターを経由した回路とする。	
誘導 支援 設備	○スピーカ	特記なきものは ○SC\$6Hi - 1V\$3 - M ○	
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付	
	○工事内容	○音声誘導装置 検出方式（○磁気式 ○無線式 ○画像認識） ○インターホン ○電話式 ○相互式 ○テレビインターホン ○親機に子機カメラ角度調整機能（上下）を設ける。 ○ ○トイレ等呼出し装置 ○1窓 ○3窓 ○5窓 ○ 呼出しボタン ○壁付ボタン(プルスイッチの長さは0.2m程度とする) ○壁付握りボタン(握りボタンの長さは1.2m程度とする) ○通話機能 ○受付呼出し装置 ○誘導音	
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付	
	○アンテナ	○UHF用 ○BS用 ○CS用 ○AM用 ○FM用 ○CATV	
テレ レ ビ 共同 受信 設備	○アンテナmast	○壁面取付形 ○自立形 ○配管用ステンレス鋼鋼管 ○一般構造用炭素鋼鋼管（溶融亜鉛メッキ仕上げ） ○圧力配管用炭素鋼鋼管（溶融亜鉛メッキ仕上げ）	
	○電界強度測定	電界強度及び画質は、最上階が打上がったときに、アンテナ取付予定位置、またその周辺で測定し、その測定記録を監督職員に連やかに提出すること。 測定チャンネルは、監督職員と協議する。	

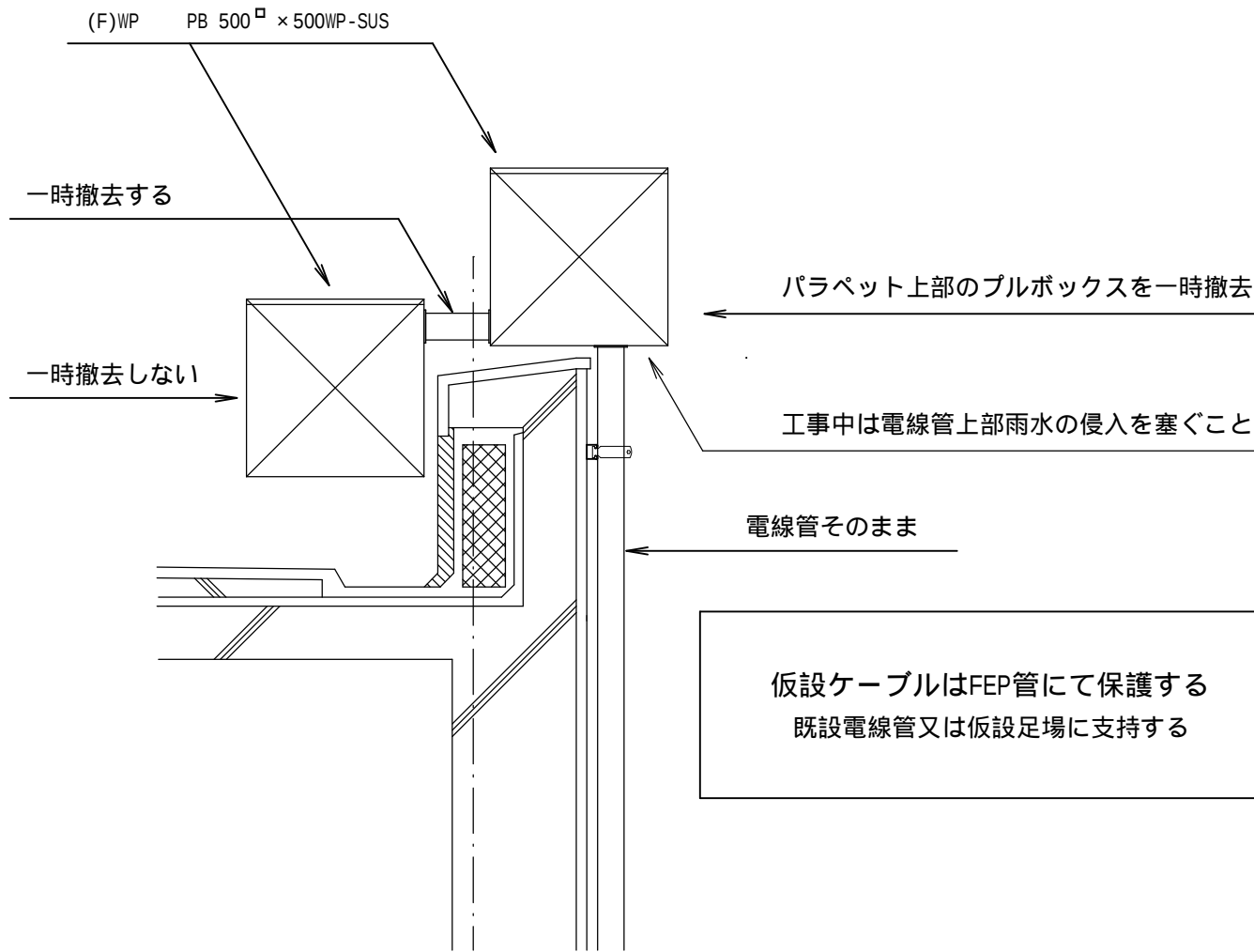
章	項 目	特 記 事 項	
監視 カメラ	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付	
	○画像	○カラー ○白黒	
	○伝送方式	○ネットワーク伝送方式 ○デジタル同軸伝送方式 ○	
管制 設備	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付	
	○車両検出方式	○ループコイル方式 ○光線方式	
防犯 設備 入室	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付	
	○工事種類	○機械警備用配管 ○防犯装置 ○入室管理制御装置	
火 災 報 知 設 備	○自動火災報知装置	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○受信機（既設） ○P形 1級 35回線 ○壁掛形 ○自立形 ○単独形 ○複合形 ○副受信機 窓 ○盤面に消火ポンプ運転表示灯を設ける。 ○光警報装置 ○消火ポンプ始動 ○消火栓箱内押ボタン ○発信機と連動（総合盤に始動表示灯を設ける。） ○機器収容箱 ○消火栓一体形 ○単独形 ○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○連動制御器（既設） ○回線 【予備電源（蓄電池）内蔵】 ○単独 ○自火報受信機と一体 ○自動閉鎖装置 ○防火戸用【DC24V 0.6A以下電磁式またはラッチ式】 ○防煙ダンパ用 【別途工事 瞬時通電式又は電動式 DC24V 0.6A以下 遠方復帰機構（電動式）DC24V 0.7A以下】 ○防火シャッター用 【別途工事 DC24V 0.6A以下】 ○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○電気方式 DC24V ○電源装置 ○非常電源（蓄電池） ○自動火災報知設備と兼用 ○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○受信機 ○単独形 ○自火報受信機と一体 ○ガスの種類 ○都市ガス（13A） ○液化石油ガス	
	○諸警報表示	受信機に諸警報表示窓（ 窓）を設ける。	
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付	
	○監視方式	○警報盤 ○監視制御装置	
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付	
	○非接地電源用分電盤	キャビネット ○鋼製 ○ステンレス製	
	○ナースコール装置	トイレ及び浴室等の 呼出押ボタン ○有線式 ○無線式 ○防滴 ○防湿	
	○その他	○オプション等の試験は、監督職員の指示による。	
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付	
	○電気方式	高圧 6kV 低圧 ○三相3線式 200V ○ ○三相3線式 100/200V ○単相3線式（○100V ○200V） ○単2線式（○100V ○200V）	
	○ふ設方式	○地中線 ○管路式 ○波付硬質合成樹脂管（FEP） ○ポリエチレン被覆管（PLP） ○埋設深さ 特記なきものはGL（舗装がある場合は、舗装下面） から300mm以上とする。 ○架空線 電柱 ○遠心力プレストレストコンクリートポール	
	○区分開閉器	○高圧負荷開閉器 7.2kV 300A 用途 ○架空引込用 ○地中引込用 構造 ○耐中塩じん用 ○耐重塩じん用 形式 ○引外し装置付き（SOG形） ○引外し装置なし ○避雷器内蔵 ○制御電源用変圧器内蔵	
	○マンホール及び ハンドホール	構造・寸法 ○標準図による ○図示による。 蓋の文字 ○蓋の用途表示は電力とする。 ハンドホールにおいてもケーブル支持材を設ける。 ケーブルが直接接触しない場合の金物は、接地を省略してもよい。	
	○高圧ケーブル	屋外に使用する高圧ケーブルはEM・高圧架橋ポリエチレンケーブルは、VCS 4395「6600V・架橋ポリエチレンケーブル（3層押出型）」に（ による ○よらない）	
	○余長	高圧ケーブルは、受変電設備までの配線経路中、1ヶ所以上で3m余長をとる。	
線 路	○碍子、高圧ケーブル 端末処理	○一般用 ○耐塩用 ○重耐塩用	
	○避雷器	○屋外形 ○耐塩形	
	○装柱材	○一般用 ○耐塩形	
	○外灯	基礎 ○本工事 ○別途工事 ○外灯ボールの材質が鋼製（SPC）の場合で特記がない場合は溶融亜鉛メッキとし、指定色塗装とする。	
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付	
構内 通信 線 路	○ふ設方式	○地中線 ○管路式 ○波付硬質合成樹脂管（FEP） ○ポリエチレン被覆管（PLP） ○埋設深さ 特記なきものはGL（舗装がある場合は、舗装（表層）下面） から300mm以上とする。 ○架空線 電柱 ○遠心力プレストレストコンクリートポール	
	○マンホール及び ハンドホール	構造・寸法 ○標準図による ○図示による。 蓋の文字 ○蓋の用途表示は通信とする。 ハンドホールにおいてもケーブル支持材を設ける。 ケーブルが直接接触しない場合の金物は、接地を省略してもよい。	

章	項 目	特 記 事 項					
調 査 電 波 障 害 査 査	○調査範囲 ○測定時期 ○測定箇所 ○測定内容	○測定のみ ○対策工事実施設計書作成まで ○工事前→工事中 ○完成後 箇所 受信可能な全チャンネルとし、結果報告書を提出する。					
別表 付属品・予備品							
○イーザーキャビネット 箱 ○キーボックス ○テスター ○マンホールフック ○工具箱（ドライバー、モンキーレンチ、組スバナー、ハンマー） 受変電設備・盤 ランプ及びヒューズの予備品は、2.0％とする。							
試験・検査一覧							
工事完成に際しては、各種試験，検査に合格の責任を持つ。							
検査及び試験を行うべき機材等は標準仕様書による他下記の項目とする。							
○受変電機器○動力盤及び電灯盤○耐圧試験●絶縁抵抗測定○接地抵抗測定●機器機能試験●その他監督職員の指示するもの							
○工事着手に際し、事前に必要な機器（照明機器、空調機器、放送設備等）の機能確認を行い、確認結果報告書を提出する。							
○工事着工前に既設照明器具で床面照度を測定し、完成後の照度と比較する。（照度測定箇所は監督員の指示する箇所とする。）							
○着工前・工事完成後、空調機器の機能・調整確認を行い、確認結果報告書を提出する。							
○着工前・工事完成後、放送機器の機能・調整確認を行い、確認結果報告書を提出する。							
○後施工アンカ - の施工確認試験（引張試験機による引張試験）は、1日の施工本数の3％以上かつ3本以上とする。							
例 盤・ケ - ブルラック・ケ - ブルダクト等							
その他							
●試験機器類の校正記録を提出する。							
●停電工事の必要な時は、当該高圧受電設備の電気主任技術者と協議し、打合せ記録を提出する。 尚、電気主任技術者の立会費用は本工事に含む。							
○工事に係る申請手続き費、消防設備竣工検査費、引込移変に必要な費用は本工事に含む。							
○分電盤等の端子接続部施工管理手順は、電気設備工事監理指針（令和4年度版）の資料5（P1119）に基づき施工する。							
○鉄筋コンクリ - トをダイヤモンドル等で貫通する時は、鉄筋探査機で開口位置を確認する。							
●整備不良の電動工具等持ち込まない。							
●構外搬出適切産廃処分とする（電線、電線管、器具、管球等報告書を提出する）。							
○交通誘導員は大型機器搬入時及び監督職員が必要と指示した時は、安全確保のため交通誘導員を2名以上配置する。							
○カラーコーン、コーンウェイト、コーンバーにて囲いながら掘削する。							
●盤、ボックス等撤去後の壁等の補修は本工事とする。							
機器取付高さ（参考寸法の為、盤の寸法・取付位置は監督員と協議する。）							
	名称	測点	取付高 (mm)		名称	測点	取付高 (mm)
電力 共通	取引用計器	地上～上端	2,000	電 話	端子盤	床上～上端	1,900
	引込開閉器	〃	1,800		保安器函	天井下～上端	200
動 力					壁付位置ボックス	床上～中心	300
	壁掛型制御盤	床上～上端	1,900		〃（和室）	〃	150
	手元開閉器	床上～中心	1,500	壁掛スピーカー	天井下～上端	200	
力	操作スイッチ	〃	1,300	拡 声 ・ 時 計	アッテネーター	床上～中心	1,300
					壁掛型親時計	床上～上端	1,900
電 灯	分電盤	床上～上端	1,900		イン ター ホ ン	子時計	天井下～上端
	スイッチ（一般）	床上～中心	1,300				
	〃（身障者便所）	〃	900	壁掛インターホン		床上～中心	1,500
	コンセント（一般）	〃	300	〃（身障者）		〃	1,100
	〃（和室）	〃	150	壁付位置ボックス		〃	300
	〃（台上）	台上～中心	300	〃（和室）		〃	150
	〃（土間）	床上～中心	1,300				
	ブラケット（一般）	〃	2,100	機器収納函		天井下～上端	200
	〃（踊場）	〃	2,500	直列ユニット	床上～中心	300	
	〃（鏡上）	鏡上端～中心	150	〃（和室）	〃	150	

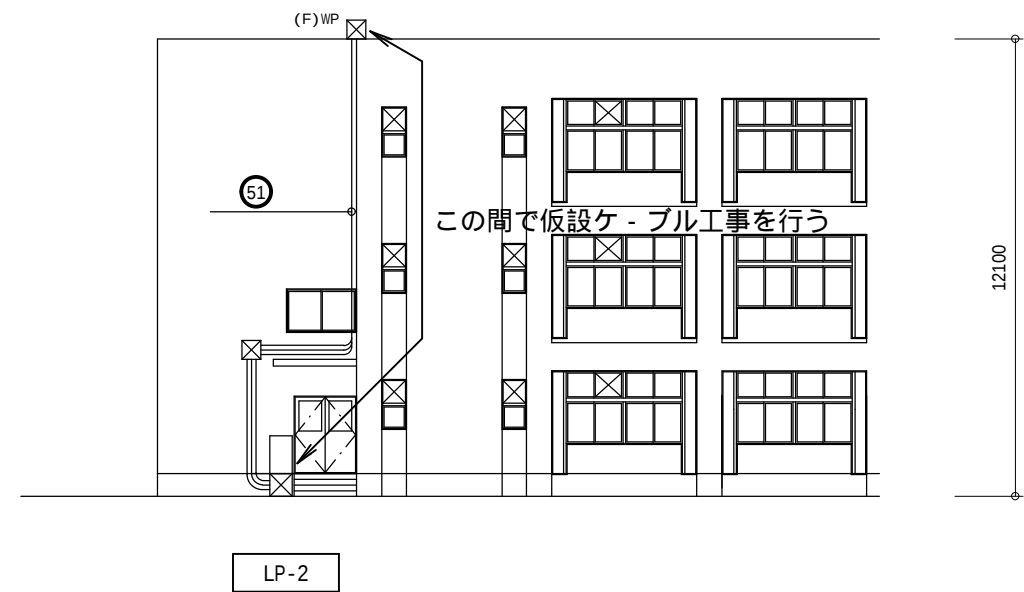
				足立建築工房 一級建築士事務所 京都府宇治市木幡平尾1-65 TEL（0774）33 - 6022 FAX（0774）33 - 6040				所 長	主 任	担 当	工 事 名	南部小学校屋上防水改修工事	縮尺 ――	SHEET E-02	年 月 日 R6.10
											図 面 名	電気設備工事特記仕様書 - 2			



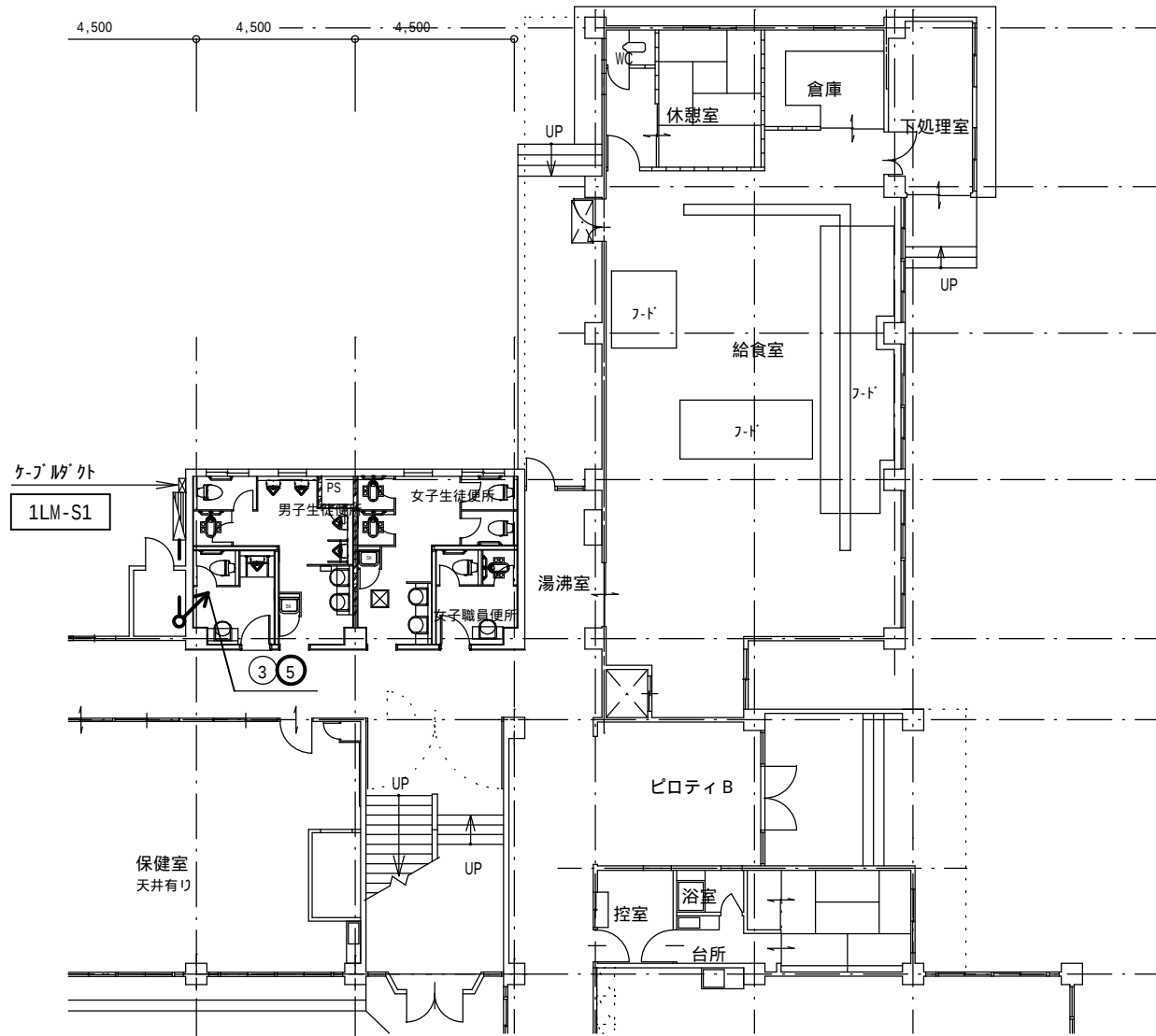
北面立面図 1/200



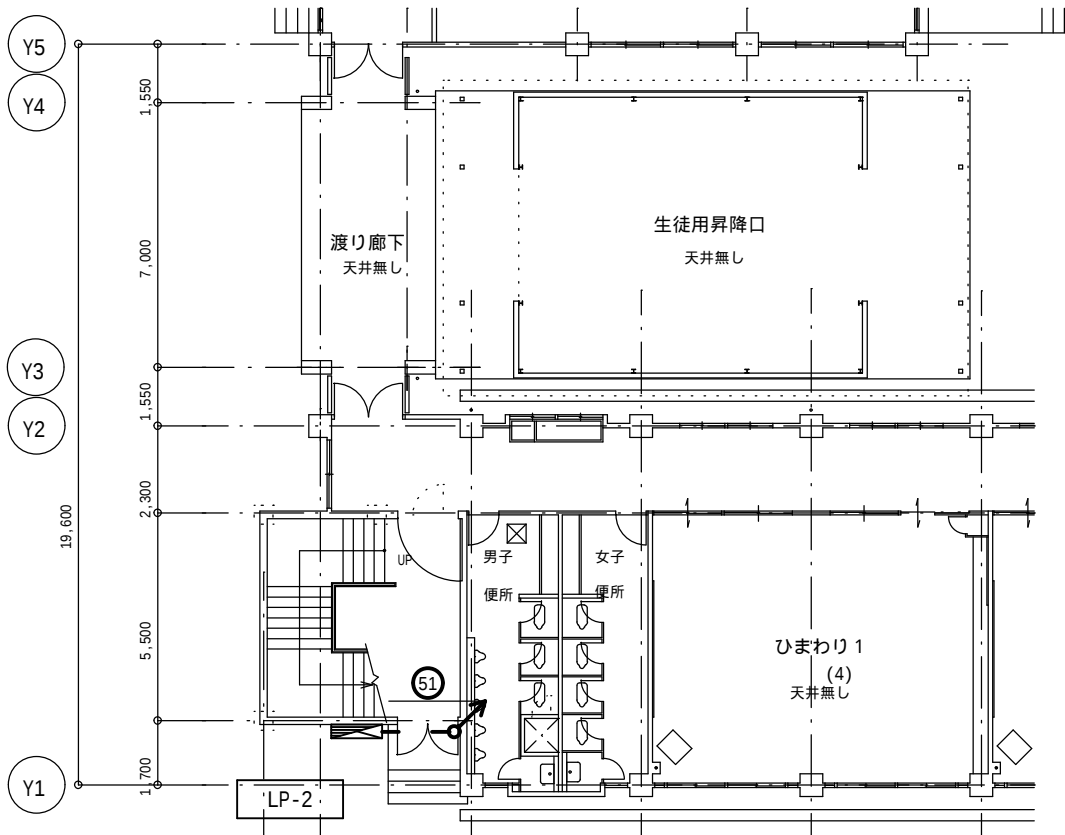
仮設ケーブルはFEP管にて保護する
既設電線管又は仮設足場に支持する



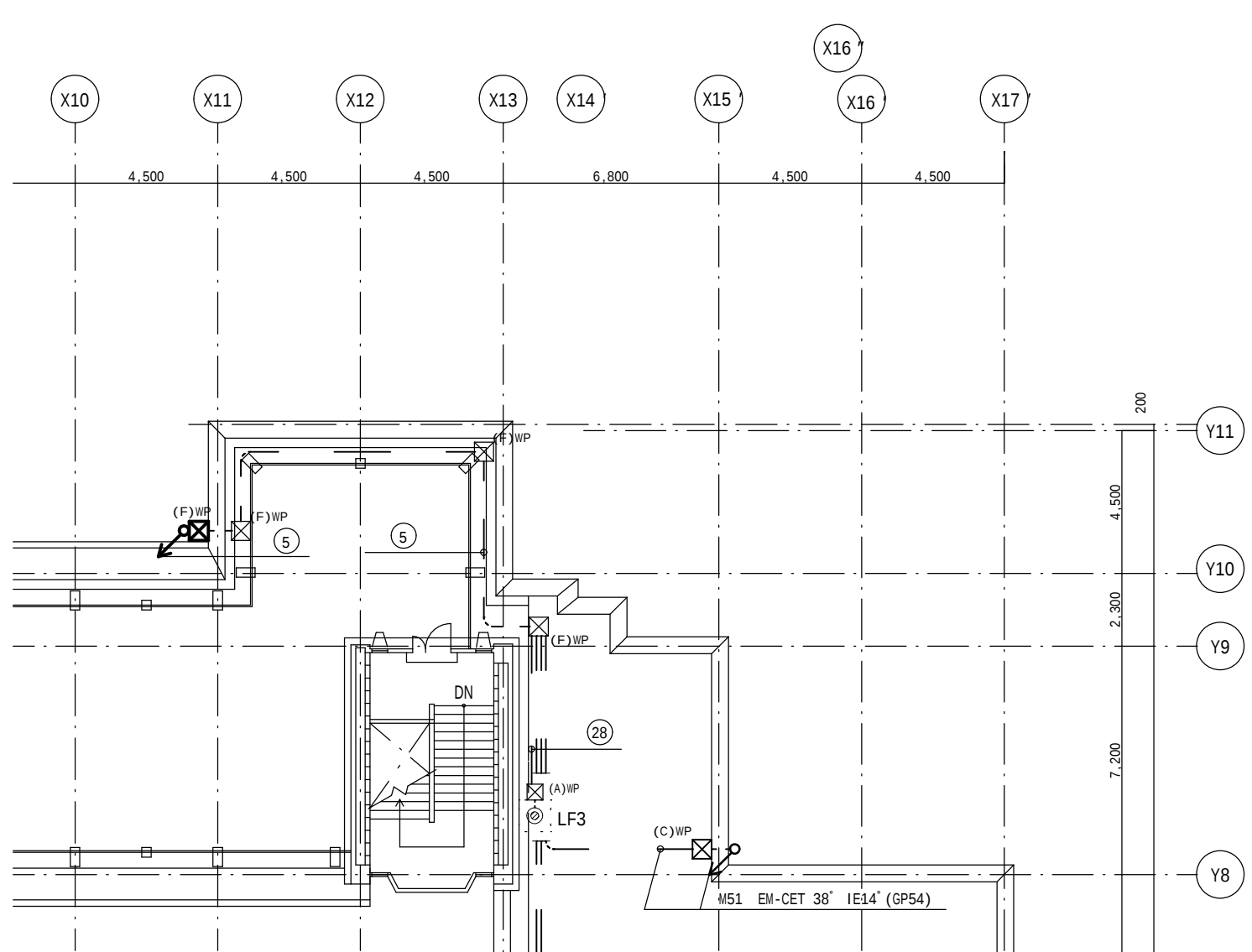
南面立面図 1/200



③	EM-CET 22'	1φ3W	(GP42)	2L-SC (コンピュータ室)	L42
	EM-CET 22' 1E14'	3φ3W	(GP42)	2M-SC (コンピュータ室)	M42
⑤	EM-CET 60' 1E14'	1φ3W	(GP54)	3L-1	L41
	EM-CET 22'	1φ3W	(GP42)	LP-2 (空調機)	L63
	EM-CET 22' 1E14'	3φ3W	(GP42)	LP-2 (空調機)	M63
	EM-CET 38' 1E14'	3φ3W	(GP54)	2M-ST (図書室)	M51
	EM-CEE 2' -3C		(GP54)		LF3
			(GP54)	予備	予備
	EM-CEES1.25' -2C × 2		(GP28)	LP-2 (空調機集中リレー)	
⑤1	EM-CET 22'	1φ3W	(GP42)	LP-2 (空調機)	L63
	EM-CET 22' 1E14'	3φ3W	(GP42)	LP-2 (空調機)	M63
	EM-CEES1.25' -2C × 2		(GP28)	換気電源・制御図参照	
⑤2	EM-CET 60' 1E14'	1φ3W	(GP70)	3L-1	L41
②8	EM-CEE 2' -3C		(GP28)		LF3



1階平面図 1/200



屋上平面図 1/200